平成21年度 第2回島根県教育課程審議会

平成21年9月16日 9:30~12:00

島根県教育センター3-1研修室

説明及び協議

「学習指導要領改訂に伴う、高等学校における教育課程の望ましい編成と実施」について答申文(案)についての協議

会長 高等学校答申案について事前にお読みになっているかと思うが、事務局よりより 補足説明をお願いする。

事務局 全体の構成として、高等学校で大切にしたいことを1項目目にあげ、義務教育の基礎の上に、感性を基盤とした、知徳体のバランスを重視した取組、ふるさと教育や地域の教育力を生かした教育の推進し、一人一人を大切にした教育活動を積極的に取り入れることを明記した。

委員 「感性」を基盤にすることは、良いと思っている。

委員 商業高校なので、感性という表現はこのままいってほしい。商業ではサービスという形のないものを提供するので、目に見えないものに五感を働かせる「感性」で勝負したい。

委員 道徳教育の充実についてはどのように考えているか。

委員 部活動の項目の、「部活動で学んだことを活かす」について具体的な例として、 あいさつとか限定しすぎているのでもう少し大きく捉える方が良いのではない か。

会長 大筋では宜しいかと思いますので、委員からの意見を踏まえた修正を願う。 7 つの項目について、まず、説明の前半、後半に区切って協議したい。

事務局 高等学校で大切にしたいことについては、確かな学力、豊かな心、健やかな体の 育成を図るために、全体のバランスを重視することを基底に据え、感性を基盤と した教育の充実を図るようにした。

教育課程編成上の配慮事項については、義務教育段階における学習内容の確実な 定着に向けては、義務教育段階の学習内容を適宜設けることや、中学校との連携、 個に応じた指導の充実などでまとめた。

特別な支援の必要な生徒の指導の充実に当たっては、中学校との連携を早期に図ることや、教師の指導方法の充実等を中心にまとめた。そして、3つめの確かな学力をはぐくむ指導の充実については、言語活動の充実や理数教育の充実をあげ、学習意欲や課題探究型の学習が重要であるとした。

会長 7項目ある1~3について説明していただいた。

一番目につくのは義務教育段階で身に付けられなかった学力の定着を中高連携の中で目指していくことがある。学び直しに学校設定科目を設定して中学校の内容を指導したり、中学校への訪問をして高校での教育の内容を考える機会をつくったりし、これまで小・中学校にはあった連携を中高でも行う必要があるのではないか。

委員 2点個人的に感じたところを話す。

表現のしかたであるが、「義務教育での確実な定着」のところで、すべての生徒 に必ず実施しなければならないという表現があるが、厳しい感じがするが。削除 してもよいのではないか。

中学校との連携についてでは、江津も外国語活動で小・中・高で連携を始めている。小も含めたような連携が必要ではないか。小を入れなければいけないというわけではないが。

会長 特に強調して書くのがよいのではないか。

- 委員 特別な配慮が必要な生徒に対して計画的、組織的に行うとあるが、学校全体で支援体制を確立するが、さらに、継続的という表現を加えて欲しい。
- 委員 義務教育段階の学習内容の確実な定着についての例として国語科目や数学があげられているが、基礎となるのは国語ではないか。また、特別な支援の必要な生徒については、中学校から資料が上がらないが、個人情報について保護者が認めないという現状があるので織り込められないだろうか。個人情報である、入試という条件があるということで、合否後中学校へ回って伺うが情報をもらえない場合もある。

会長 情報があがらないのは全国的か。

事務局 個人情報、入試の関係で、情報があがらないのは全国的なもので非常に難しい。

会長 入試後に情報を得られるシステムがあるとよいが。

委員 特別な支援が必要な生徒にとって、卒業後の進路先にも情報提供の必要があるというのは大切である。中から高への情報提供と高校卒業後の大学等への継続的な支援ができるとよい。

大学でも単位制であり、支援が必要となる学生がいる。全国に散らばっていくの で難しいかもしれないが必要がある。

- 会長 島根大学では保健管理センターのもっている支援の必要な学生の情報を教官に出 して、ともに指導していくことを始めている。わからないままだと指導のミスが 起こりやすいので。
- 委員 学校設定科目で、義務教育の段階の知識の定着を図るというところで、10 分の時間でも履修とみなすということが今回新たに加えられたが、これを活用した効果的な活用方法をあげてはどうか。
- 会長 学校設定科目について説明を願う。
- 事務局 学校の教育目標を達成するために学校独自で、例えば「ふるさと学」等の科目を 実施できる。10 分でも時数に含められることについては、適切な活用や評価等 ができれば可能である。
- 委員 表現の方法として、特別な支援の必要な生徒といった漠然とした表記ではなく、 どういった側面のスキルアップか書いた方がいい。
- 委員 特別な支援が必要な生徒の指導の項目に、不登校中途退学・・・の表記 があるが、不登校中途退学 = 障がいととらえられ誤解をまねくのではないか。
- 会長検討を願う。
- 委員 言語に関する関心や理解の表記について、すべては難しいが、教員も言葉や板書 に気をつけることも必要である。
- 会長 今回の学習指導要領改訂には言語活動が大切であり、全教科において教師の言語 力の研鑽が必要である。

続いて説明を願う。

事務局:(説明)

道徳教育については、校長の方針のもとに、全教員が学校の教育活動全体を通じて行うことが必要で、道徳教育推進教師にみあう担当者及び道徳教育推進委員会が必要ではと記した。

総合的な学習の時間、特別活動、体験活動を重視し、言語能力を高めていく。また、就業体験の必要性と効果的な実施について、キャリア教育の充実の必要性についてでは、普通高校でのインターンシップの必要性を議論したが、推進することが必要という表記にした。

- 会長 道徳教育の充実、総合的な学習の時間、キャリア教育等という大きな項目について。道徳教育やキャリア教育の取組状況はどうか?
- 事務局 就業体験は中学校では98%ぐらいやっているが、高校は専門高校中心で全体として50%くらい。道徳教育は、各場面では行っているが、系統立ててやってい

ないのが現状だと思う。

- 委員 普通高校でインターンシップは難しいが、いろいろな職業の方に来てもらい講演 をしてもらっている。職業を考えてから進学先を選ぶ指導はしているが、体験は 不足している。
- 委員 出雲商業では、「キャリア教育」という学校設定科目を設置している。ここでは、 毎週ビジネスマナーの指導を、集会でしている。 道徳教育について体系的なものは作っていないが、商業では商道徳があり、いろ いろな授業で意識すればやっていける。
- 会長 学校関係者以外の方はいかがか。
- 委員 答申文を読みながら全て肯定的に受け止めて尊敬の念をいだいて読ませてもらった。道徳教育や特別支援教育に関しても高校教育というのは小・中学校の指導を踏まえた上で実施していくことは大変だと思った。答申文を人権擁護委員として読んだが、いろいろな箇所で生徒の人権にふれているところが、至れり尽くせりと感じた。
- 委員 保護者の立場から松江市の女子校に国際科があるが子どもが、観光等の仕事に就きたいと思い入学したが、就職が無く、学んだことを活かした就職とは全く違った職業についてしまう結果になった。特に商業・工業で学んだ内容が就職に活かせるようであればいいと思う。
- 委員 道徳教育について日本では宗教についてふれてはいけない。本来、宗教を通して 勉強することも必要ではと感じる。外国では宗教を学ぶ機会がある。
- 委員 キャリア教育について、職業観・勤労観を育成するキャリア教育の推進のところの表記について、いやな仕事でもしないといけない、働き続けないとという意識を高校でも育ててほしい。 地域に愛着や誇りを持つ教育をめざしているが、その子が生きていくためのキャリア教育が必要ではと感じた。
- 会長 離職率の高さが全国的にあり、卒業後の追跡が大学でも必要である。
- 委員 委員の方々が言われたことから、自分の子どもが高校に入ったときに入学式で校 長先生が言われたことを思い出した。学校の校舎や椅子や机や壁も3Kといわれ ている職業をする人の世話になっている、どんな仕事もどこかで役に立っている ことを知ってほしい。という話をされた。 表現を変えるというわけではない。

「学習指導要領改訂に伴う、特別支援学校における教育課程の望ましい編成と実施」に ついて 答申文(案)についての協議

会長前段の特別支援教育で大切にしたいことについて事務局から説明をお願いする。

事務局 第1回審議会において、島根らしさ、障がいということについてまた、指導内容 や方法については知的障がいだけでなく他の障がいの児童生徒にとっても重要で あるのでこのような点を踏まえてはどうかというご意見を頂戴した。その視点を 踏まえて専門調査員会にて答申(案)を作成した。

特別支援学校で大切にしたいことについて、特に島根らしさ、また、障がいがあるということについてどのように考えていけばよいか検討した。特に島根らしさについては、島根の教育で大切にしたいということとして子ども一人一人の感性を基盤とした知、徳、体のバランスのとれた教育と島根の豊かな自然や恵まれた教育環境を活かすという視点で、それを教育課程編成上どのように生かしていけばよいのかについて考えた。それから、島根県の各特別支援学校の地域性、在籍児童生徒数の違いも踏まえた観点から書いた。また、知・徳・体それぞれの中に障がいがある幼児児童生徒である視点からも具体的に書いた。以上のようなことに配慮し特別支援学校で大切にしたいことについて検討をお願いしたい。

- 委員 自分の勉強不足を思いながら読んでいく中で、「感性」ということばがあるが、 特別支援教育における感性とはどうなのかと感じたがいかがか。
- 会長 幼小中学校においては感性の教育をかなり意識してきたが、特別支援学校もそのようにしているがどうかということですが。
- 事務局 特別支援学校においても島根 県で育っていく子どもであり、特別支援学校にお いては小学校中学校に準じていることから、大事なところではないかと考る。
- 会長 答申では、知育徳育体育のベースとして感性を基盤として位置付いている。
- 委員 特別支援学校で大切にしたいことの冒頭で「特別支援学校に在籍する幼児児童生 徒の状況からは」とあるが、これは全国の状況か?

事務局 そうだ。

- 委員 それではそのあたりを付け加えたり、何の状況か付け加えた方がわかりやすいのではないか。
- 委員 全体的にだが、基本的に大切にしたいことになるかと思うが、保護者の意向を考えると今回の改訂で、様々な文言で強調されているのが特徴だと思うが、その点が少ないのではという印象を受けた。もしよければ、どこに載せるかは検討し、もう少し保護者の考えの尊重や、連携といったことを盛り込んではという印象を受けた。
- 会長 特別支援学校がその地域の特別支援教育のセンター的役割を果たすとあるが、たまたま私が盲学校のスピーチコンテストに出席した際に、盲学校でも、かなり幼小中からの要請があり派遣されている現状があるようだが、このことについては、いかがな状況か。
- 事務局 各小中学校においては特別支援学級だけでなく、通常の学級にも支援が必要な幼児児童生徒がいる。各学校でそのような児童生徒に対しての指導方法や個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成するに当たっても特別支援学校のセンター的機能を活用して、学校に特別支援学校の教員に来てもらい、直接子どもを見て助言をもらうといったことがシステムとしてできあがっている。かなりの件数の活用がある。
- 委員 教育的ニーズに関してだが、本当に効果的であるのでこの場を借りて話したいが、 特別支援学校の教員に指導法や子どもの見方や子どもの言動の解釈等の助言が貰 える効果は大きいので、小中高等学校で今後も支援をしていただくことを願いた い。
- 委員 小・中学校は特別支援学校からの支援や通級指導教室等の整備があるが、普通高校に入っている障がいのある子どもたちについては各学校に任されている形になっている。特別支援学校がセンター的機能を担って普通高校に在籍する障がいのある生徒への支援の体制が整うとよい。
- 会長 具体的な配慮事項についてまとめて審議したい。
- 事務局 教育課程実施上の配慮事項については、検討すべき具体的なポイントについて具体的な視点で書いた。

まず、知的障がい者である児童生徒の指導内容及び指導の方法の充実については知的障がいの特性を踏まえて知識等を習得することや、指導計画を立てることについても配慮事項としてあげている。それから、高等部の多様化についても述べている。

「個別の指導計画」の作成、活用、評価の在り方については、授業に生かす指導計画の在り方について、さらに指導計画を評価して、必要な修正等をしていく際の評価の観点ということについても書いた。それから3番目の個別の教育支援計画については関係諸機関とどのように連携していけばよいのかという配慮事項について具体的に書いた。また、個別の教育支援計画については特別支援学級については義務規定はないが、その必要性や現状を踏まえ特別支援学級についてはと

いう書き出しで、ふれた。

- 4 番目の新設教科「福祉」については、その福祉の位置付けまた、今後を見通した場合の教育課程編成上の位置付けについて書いた。
- 5 番目の交流及び共同学習の推進については、県内の特別支援学校の周囲の状況や子どもの状況等を踏まえてより具体的に書いた。
- 6 番目の自立活動については、特に新しい区分の「人間関係の形成」についてはより具体的に指導内容を書いた。自立活動の解説の中に書いてある小中学校における通常の学級の中での取扱いについては、特別支援学校のセンター的機能で小中学校に出かける場合もあることから、書かれている。
- 7 番目の発達の段階に応じた教育の連続性の確保については、道徳教育とキャリア教育を書いているが、それぞれの発達段階での取組を具体的に挙げると共に、小学部中学部高等部の連続性を確保することについて書いている。
- 委員 わかりにくいので文章を考えてはいかがか。 構成も統一されていないところがある。
- 会長 個別の指導計画はキーワードとしては最近強く出ているか。障がいの特性に合った一人一人の個別の指導計画はあったと思うが、特に最近は強く言われているのか。
- 事務局 従前から特別支援学校では重複障がいのある児童生徒と自立活動について作成されており、このたびすべての教科等についても作成することとなった。
- 会長 義務化されたということである。
- 委員 高等学校の答申の時にも学び直しについて話が出ていたと思うが、これが義務教育でどう位置付けられるかということから話題になったと思う。それは高校では、義務教育段階での学習内容の定着してない子どもたちに、というようなことについて、高校でどういう風に位置付けられるのかを義務教育の学校に勤める人は、知っておかなければいけないと思うが、それと同じようなことを特別支援学校における教育課程のことについても書かれている。特別支援学級においてはと示しているのを読んで、これは特別支援学校における教育課程の答申だが、編成と実施について特別支援学校の教育課程についてのものであり、特別支援学校の先生が読まれるものだろうが、特別支援学級や保護者のことについて表記しているが、それをどうやって伝えるのか。
- 事務局 特別支援学級の場合は特別支援学校の学習指導要領を参考として特別の教育課程 を編成することができるので、特別支援学級について特に必要なところについて を書いている。特別支援学校の学習指導要領を参考とするには教育課程の編成上 の方針が大切であると考えるので何らかの形で周知していくつもりである。
- 委員 先ほどの委員のご意見は同感というか大切であると思うが、先ほどのお答えはまた、別のものを出すということか。
- 事務局 この答申を元に来年度、教育課程編成の手引を作成する予定で特別支援学校と特別支援学級を設置しているところへ周知するつもりである。
- 委員 付け加えて、最初の冒頭の部分の大切にしたいことでは、特別支援学校で大切にしたいことが示されている。だから準ずるということで理解してくださいであればそれでよいが、具体的にどう進めていくかというところでは、特別支援学校と特別支援学級の状況や条件が違うので具体的に準ずるといってもどのようにやっていくのか、従来の指導上の問題だけならまだ準ずることでよいが、たとえば、関係機関との連携等の場合にどういう組織をつくるのかといったことも定義されているので難しい面もある。学級で現実的に具体的に取り組んでいくには基本的には学校と学級を分け、それぞれの持ち味を生かしていける方法でやっていけるように具体的にわかりやすいものを作っていただけるとよい。
- 委員 特別支援学校にまとめた方がよいのでは。異質な感じがする。

教育課程編成の手引を出されれば、その中で示せばよいのでは。特別支援学校に おける教育課程として示すものであるので、それに統一した内容でよいと思う。

会長 検討願う。配布される先は特別支援学校であるので、異質な感じがする。

事務局 その点についてもう少しご意見をいただきたい。

委員 先ほどの委員の意見と同感である。

委員 小学校の立場からいうと、今回の改訂は非常に小学校における特別支援教育の在り方については大きい。特別支援学級と特別支援学校との関連や通常の学級の教育課程と特別支援学級との関連等混沌としているのではっきりわかるように示した方が混乱しなくてよいのでは。通級のことも書いてあるが、すっきりした方がいい。

会長 中に混ざっているから、別項目で関連して記述してもよいのでは。

委員 人権の観点から、文章中にある通級の関係の箇所、<u>者がいる</u> という表現はいかがか?

事務局 学習指導要領の自立活動解説編の記載そのまま用いたが、問題があるか。

委員 不適切な感じがする。文科省でも検討はされているだろうが、島根県で感じたら 替えた方がよいのでは。

会長 検討願う。

委員 質問だが、"高等部においては、生徒の急増に伴い、前回の改訂時と比較して、 障がいの多様化が進んでいる"とあるが、高等部の生徒数の急増に伴い、という のは近年なのか、設置数が少ないから高等部段階で集中的に多くなるのか。

事務局 近年、希望する生徒が増加している。その理由は様々であるが、高等部増加にあわせて、特別支援学級数が増加している状況や通常学級からの進学希望者がいる。

会長 保護者の考え方も変わってきたということか。

事務局 保護者の方も広く特別支援教育の理解が進んだ。特別支援学校が保護者にとって 受け入れやすい教育の場としてとらえられるようになったと考える。

会長 広く捉えられるようになったということか。

委員 道徳教育には4つの視点があげられ、さらに特別支援教育では配慮すべきこととして3つの項目が示されているとあるが、どこにあるのか。

事務局 3 つの項目は特別支援学校の学習指導要領に記載されているもので、答申に表記 はないので検討する。

委員 高等学校の答申はポイントが項目ごとに短くまとめられていて読みやすいので、 同様に、もう少し短くわかりやすくポイントを押さえていただき、以下に説明で 示してはいかがか。

高等部における新設教科「福祉」の項目に、専門学科のある高等特別支援学校の 設置等にふれているが、いかがか。

事務局 他県においては高等特別支援学校が設置されているところがある。軽度の知的障がいの生徒を対象に専門学科等を設置し職業教育に力を入れている。

会長そのような生徒は高校の生徒か。

事務局 高等部段階の生徒が対象である。

委員 この中に、今後の方針として教育委員会があげていることがよいかということに ついてはいかがか。

事務局 設置を検討している段階ではない。県内においては、普通科のみ設置しているので普通科だけでなく、職業科を中心とした専門学科等を教育課程の中で考えていきたいということである。このことについて、審議いただきたい。

会長 将来的に構想がある、する必要があると示すべきか。

事務局 今後考えていきたい。

会長 記述するかどうか含めて検討を願う。

委員 教育課程実施上の配慮事項の(1)に、どうして知的障がいのみを取りだして記

載してあるのか。(2)以降は幼児児童生徒に、その後は進学に際して個別の教育支援計画を継続していくとはあるが、何を継続するのか示しては。

新設教科「福祉」の指導についての項目で、福祉を受ける立場が、福祉の担い手として人へのサービスを行う立場になったととらえると、様々な形で取り組んでいくようになるのではないかと思う。教育課程の位置づけについては限定的だが、専門教科を通して職業的な能力や資質を育むことを文章的に加えて欲しい。

- 会長 県内の高等部で、教育課程の中に福祉を入れているところはあるか。
- 事務局 福祉的な学習まで含めると充分に把握はしていないが、夏休みにヘルパー3級を 取得するような取り組みをしている学校もあった。
- 会長 このことは、高齢化が進む本県での特色であり積極的に進めていくとよい。、教育委員会としても支援していく必要がある。
- 委員 「幼児児童生徒の実態に応じて学習指導要領に示された内容から必要な項目を選択し、それらを相互に関連づけて具体的な指導内容を選定することが必要である。」とあるが、キャッチフレーズ化したほうがわかりやすいかと考えている。
- 委員 高等学校と特別支援学校と一つにまとまるなら、答申文の位置付け、ふるさと教育とか踏まえていくことを図式化していただけるとよい。 望ましい編成の在り方、高等学校との整合性、道徳教育の中で、どこに重きを置きたいのか図示していただけるとよい。
- 委員 答申文の構成上の問題であるが、文章中の表記されていることや、記号等の整理 を高校のように位置づけを統一されたい。
- 委員 特別な支援の必要な生徒に対する支援について、生徒本人については書いてあるが、周囲の生徒に対しての感性等書いてなければ示していただきたい。
- 委員 教育課程とずれるかもしれないが、高等部の専門学科について示されたが、高等学校での学級ができる見通しはないのだろうか。特別な教育課程の在り方等検討をいただきたい。

小学校の立場からいえば、特別支援学校のセンター的機能の役割は、現場の小学校・中学校は大変助かっている。管理職の立場からは、小・中学校の現場に人事交流で入ってきていただきたい。例えば、専門的な立場からの講義を受けるが、受けた教員が明日からの実践をどうするのかがわからない。人事交流の枠が広がればいいのでは。

- 事務局 来年4月に宍道高校が開校する。いろいろなニーズの生徒を受け入れられるよう な学校を想定している。
- 会長 どれぐらいの規模か。
- 事務局 定時制昼間部夜間部、通信制とあり、スクーリングを継続していくので 160 名規模である。
- 委員 前半の高校のところでの、義務教育段階の中学校との連携を深めることについて の感想である。松江市は小中一貫を通して、知識や技能を身に付けていこうと腰 を据えて取り組んでいこうとしる。中学校から高校への支援も必要だが、中学校 の先生が、さらに高校との連携をしながら、橋渡し教材を作成したりするのは、 ありがたいけれど、中学校の先生は大変だなという感想を持った。
- 会長 作業部会で本日の審議内容を踏まえて検討していただきたい。